

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（保護法 24 条 1 項関係）

次のとおりです。

(1) 当該個人情報取扱事業者（当組合）の名称 十勝池田町農業協同組合

(2) すべての保有個人データの利用目的

データベース等の種類	利 用 目 的
組合員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議・催事のご通知・ご連絡 ・ 組合員資格の管理 ・ 組合員その他の利害関係の閲覧請求への対応 ・ 経費の賦課 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等(対面による情報のご提供を含む。)
信用事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品・サービス利用申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 利用資格等の確認 ・ 契約の締結 ・ 契約等にもとづく義務の履行・権利の行使 ・ 市場調査及び当組合の提供する商品・サービスの開発・研究 ・ 経営の指導その他それに付帯するサービスの提供 ・ 与信の判断・与信後の管理（資産査定・決算事務等を含む） ・ 当組合が加盟する個人信用情報機関への提供 ・ 信用保証機関・提携先の保険会社等への提供 ・ 当組合が提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等(対面による情報のご提供を含む。)
共済事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 本人の確認 ・ 契約の締結・維持管理 ・ 対契約者サービスその他約款等に定める契約の履行 ・ 市場調査及び当組合が提供する商品・サービスの開発・研究 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等(対面による情報のご提供を含む。)
購買事業に関するデータベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込の受付 ・ 注文品等の配達・配送その他契約の締結・履行 ・ 業務遂行に必要な範囲で行う業務提携先等への提供 ・ 費用・代金の請求・決済 ・ 当組合の提供する商品・サービスに関する各種の情報のご提供等(対面による情報のご提供を含む。)

ト、健康保険証の被保険者証、印鑑証明と実印、外国人登録証明書により確認させていただき、郵送またはFAXによる場合には運転免許証またはパスポートの写しのほか、住民票または請求書に実印の押印と印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）を同封していただき確認させていただきます。

また、代理人からのお申し込みの場合には、来店によるものとし、代理人であることを委任状および本人の印鑑証明書（交付日より3ヶ月以内のもの）付きの請求書等により確認させていただきます。

(iv) 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額および徴収方法

開示等の求めに対し、1件につき400円（消費税別）の手数料をいただきます。

（4）保有個人データの取り扱いに関し当組合が設置する苦情のお申出先窓口（第24条第1項第3号）

当組合の保有個人データの取扱い等に関する苦情等については、つぎのところまでご連絡ください。

【苦情等相談窓口】

本所 管理課	T E L	(015) 572-3131
	F A X	(015) 572-3519